

家屋の新築・増築・取り壊し などの際は税務課までご連絡を



家屋の固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在の所有者に課税されます。税務課では新築・増築家屋や取り壊し家屋などの把握に努めていますが、適切な課税を行うためにも、次のような場合は役場税務課までご連絡をお願いします。

【新築・増築の場合】

家屋を新築・増築された方は、新たに固定資産税が課税されます。課税の基礎となる評価額を算出するため、税務課職員が家屋調査をさせていただきますので、完成後はお早めにご連絡ください。ご都合のよい日を相談のうえお伺いします。

【取り壊しの場合】

家屋の一部または全部を取り壊された方は、届け出が必要になります。届け出をしないままだと、翌年度以降も引き続き固定資産税が課税されることがあります。土地の税額が変わることもありますので、お早めにご連絡ください。すでに法務局(登記所)に取り壊しの登記手続きをされた方は、連絡の必要はありません。

【未登記家屋を所有権移転した場合】

未登記家屋を売買や相続等で所有権移転された方は、届け出が必要になります。届け出をしないままだと、翌年度以降も引き続き前所有者に固定資産税が課税されることがありますので、お早めにご連絡ください。

※「家屋」には、住宅だけでなく、店舗・倉庫・車庫なども含まれます。

■お問合せ 税務課 ☎22-8841

型枠支保工の組立て等作業主任者講習

- 講習日時 令和3年1月27日(木)～28日(金)
- 申込方法 申込書に受講料を添えて持参、または現金書留で郵送
- 講習場所 和歌山県建設会館3F会議室
- 申込期間 令和2年12月21日(月)から、定員になり次第締切り
- 講習時間 9:00～17:00
- 受講料 10,790円(テキスト代を含む) 詳しくは、下記までお問合せください。

■お問合せ 建設業労働災害防止協会 和歌山県支部 ☎073-436-1327 FAX073-426-3987

令和2年度自衛官等募集案内

募集種目	応募資格	受付期間	試験期日	場 所
自衛官候補生	男女 18歳以上33歳未満の者 ※32歳の方は条件があります。下記に連絡下さい。	試験日の前日まで	令和2年12月12日(土)	和歌山 地本協力 本部庁舎
陸上自衛隊 高等工科学校	一般 中卒15歳以上17歳未満 の男子(中学校卒業又は見 込含)の者	令和2年 11月1日(日)～ 令和3年 1月6日(水)まで	1次:令和3年1月23日(土)	田辺市内
			2次:令和3年2月6日(土) 令和3年2月7日(日) ※いずれか1日を指定されます。	信太山 駐屯地

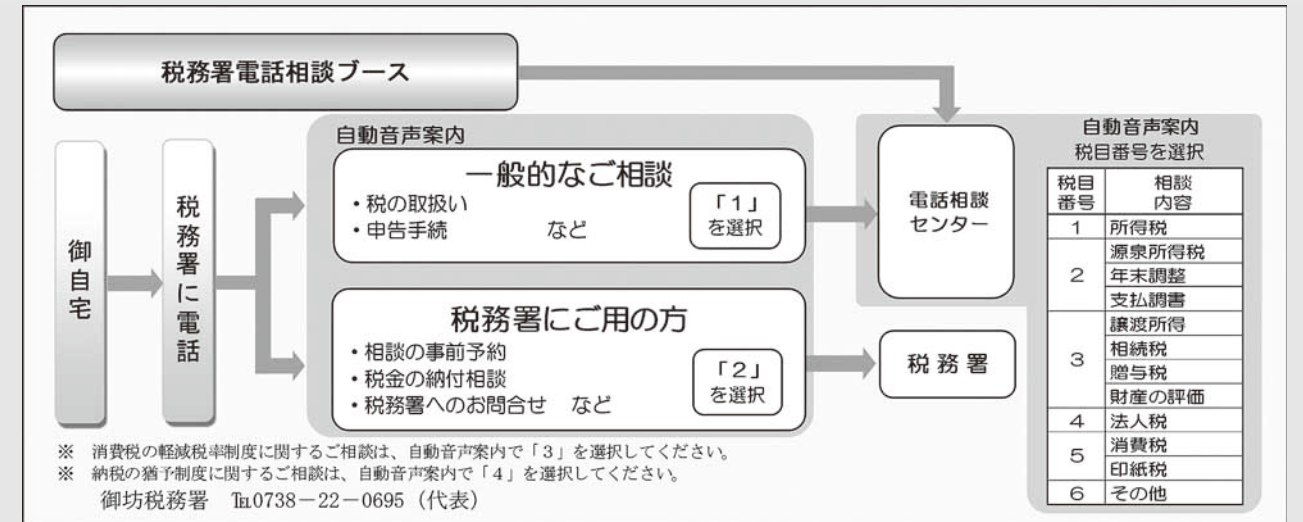
■お問合せ 自衛隊和歌山地方協力本部御坊地域事務所 ☎23-0020

御坊税務署からのお知らせ

○ 電話相談センターの利用について

電話相談センターでは、ご自宅の電話から予約不要で、所得税や法人税をはじめ、相続税や贈与税に至る国税に関する一般的な相談に、幅広い税の専門家がご回答いたしますので、是非ご利用ください。

なお、御坊税務署では、入り口すぐに電話相談センター直通の電話相談ブースを開設しております。



○ 税務署の納付窓口は16時まで

税務署の納付窓口は16時までとなりますので、銀行やコンビニで納めていただくほか、以下の納付方法もご検討ください。



- 振替納税** 事前に税務署が金融機関で登録しておくことで、決まった日に口座から税金が引き落とされます。
- ダイレクト納付** e-Taxで申告書を提出すると、申告書提出と同時に、ご指定の日を選択の上、お届けの金融機関から、税金のお支払いを済ませることができます。
- 電子納税** ご契約のオンライン銀行で納める税金を登録することで、税金のお支払いが可能です。※納付手続きの操作方法は銀行によって異なります。

■お問合せ 御坊税務署 ☎22-0695 【税に関する情報は国税庁ホームページへ】www.nta.go.jp

新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小企業者等の方は、令和3年度分の固定資産税の軽減措置が適用されます。

対象事業者

- 令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が、前年の同期間と比べて30%以上減少している中小事業者等
- (1)資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人(大企業の子会社等は対象外)
- (2)資本金または出資を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下の法人
- (3)常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

対象となる固定資産税

- 中小事業者等が所有する事業用家屋および償却資産に係る令和3年度課税分(土地、住宅用の家屋は対象外)

軽減率

- 令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が前年同月比と比べて

- ・ 30%以上50%未満減少している場合 1/2を軽減
- ・ 50%以上減少している場合 全額を免除

申請の手続き

- (1)申告書
認定経営革新等支援機関等(税理士、公認会計士、商工会等)の確認印が押されたもの
申告書様式は本庁税務課および各支所窓口、もしくは日高川町ホームページで取得
- (2)収入減少を証明する書類
会計帳簿、青色申告決算書、収支内訳書の写し等
・ 償却資産がある場合は、償却資産申告書及び明細書を併せて提出してください。

申請期間

- 令和3年1月4日(月)から令和3年2月1日(月)まで

その他

- 本制度の詳細および認定経営革新等支援機関等については、中小企業庁ホームページをご確認ください。

■お問合せ 税務課 ☎22-8841